

令和6年5月10日

令和6年度 固定資産税の課税誤りが判明しました

令和6年度固定資産税について、課税内容に誤りがあったことが判明しました。
所有者様および関係各位にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 概要

マンション1棟分の固定資産税額(家屋分)の減額について、新築後5年間適用すべきところを誤って6年間適用したことにより、令和6年度固定資産税に課税誤りが生じたことが判明しました。

2. 影響の範囲

■対象者数:225名 ■影響額:約1184万円

3. 経緯

4月5日(金) 令和6年度納税通知書を発送
4月18日(木) 当該マンションの固定資産税額(家屋分)の減額の照会に伴う調査の結果、誤って1年度分多く適用していたことが判明

4. 対応

4月22日(月) 過去に建築されたマンションの課税データを確認し、減額について同様の誤りがないことを確認しました。
4月30日(火) 所有者225名に対し、お詫び文書を発送しました。
今後、税額を見直し、増額分の納付について再度通知いたします。

5. 原因と再発防止策

当該マンションは竣工翌年に分譲されたため、初年度は建築主である法人に対して、翌年度以降は区分所有者に課税をしました。区分所有者に対して課税する際に減額する期間を誤って設定してしまったことで課税誤りが生じました。
今後は、課税処理に際し複数職員による確認等を徹底してまいります。

【問合せ先】

協働経済部 資産税課
電話:047-453-9245